

令和2年度広島市男女共同参画審議会第1回基本計画検討部会（DV防止計画グループ）会議録

1 開催日時

令和2年8月27日（木）午前10時から午前11時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室（広島市中区国泰寺一丁目6番34号）

3 出席者

(1) 委員（岩室委員以降50音順）（6名中6名出席）

木谷部会長、岩室委員、貴田委員、北仲委員、佐田尾委員、寺本委員

(2) 事務局（広島市）

人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

あり

6 会議次第

(1) 開会

(2) 第2次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討 （基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援）

(3) 閉会

7 資料

・資料1：現状と課題の整理及び施策の方向性（基本目標5）

・議事資料1-2：現状と課題の整理（DV防止基本計画）

（別紙）DV相談件数について

・議事資料2：基本方針4の体系の整理

・議事資料3：基本方針4の指標（案）について

8 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

(3) 閉会

【木谷部会長】

皆様、おはようございます。大変ご無沙汰しております。少し思い出していただければと思いますが、昨年度3月に審議会を行う予定でしたが、感染症リスクへの対応ということで中止となり、今年度は基本計画グループとDV計画グループと2つの部会がそれぞれ走っている形になります。基本計画グループについては、7月に第1回をつつがなく終えることができました。そして、本日、DV防止計画グループの第1回部会として集まることができたということで、大変うれしく思っております。忌憚なく、委員の皆様の御意見をお聞かせいただければと思います。

それでは、お手元の次第を見てください。「第2次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討」ということですが、我々は、これから第3次計画を答申するという大きなミッションを抱いています。この策定に当たって、今までの第2次計画の集大成、総括を行い、その中から第3次計画の枠組み、内容へつなげる結節点になりますので、基本目標5「女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援」について、その現状と課題、施策の方向性を御議論いただきます。

それでは、資料1について説明の後、皆様で御議論いただき、次に資料1-2、最後に資料2と3という形で、3つのパートに分けて進めたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【男女共同参画課長】

資料1「現状と課題の整理及び施策の方向性（基本目標5）」について御説明いたします。

（資料1について説明）

【木谷部会長】

ありがとうございました。

今まで9つの目標、37ほどの項目がありましたが、これを整理して5つの基本方針と21の項目へ絞り込み、有機的に統合した形でフォーマットを作ったということになるかと思います。これは私の個人的な考え方ですが、どんどん推進していくという攻めのアプローチ、保護という守りのアプローチ、この両方を欠いてはいけない。その上では、DVのパートは非常に重要であると思います。そんな中で、広島らしい基本計画というものを我々は常に心掛けていますが、寄って立つべきコンセプト、キーワードというのは「平和」というところになると思いますので、しっかりと計画に取り込み、反映させ、市民の皆様に安心していただくということではないかと思います。

それでは、資料1について、御意見や御質問等をお願いいたします。

【貴田委員】

貴田と申します。DV相談窓口を知っている人の割合を増やす、という項目について、中学2年生に配付し授業等で活用してもらう、とありますが、具体的にどのような取組をされているか教えていただきたいと思います。

また、女性に対する暴力をなくす運動を広島市と一緒に広島駅と八丁堀でビラ配布させていただいているのですが、若い女性に取ってもらえない。やっぱり若い人にどう啓発するかというのが重要ではないかなと感じています。

あとは、国の第5次計画の中に、「売買春への対策の推進」とありますが、売る方が罰せられるが、買う方は罰せられないという問題点があるので、売買春はいけない、犯罪だよ、ということを、刑法の改正も含めて検討していく必要があるのではないかと思います。

【男女共同参画課長】

中学2年生への啓発冊子の配付ですが、毎年、年度初めに中学校の校長が集まる会議で説明をさせていただき、授業等の中で活用していただき、夏休みに入る前のだいたい6月くらいにお渡しし、それを使って授業をしてもらうということを行っています。

若い人がなかなかビラを取ってもらえないことについてですが、我々も毎年一緒に参加させてもらっていますが、今年度はコロナの関係もあり、ビラ配布だとさらに取ってもらえないなくなるのではないかという懸念もあり、今、どういった形で行うのがよいのか考えているところです。何か御意見がありましたら、是非参考にさせてください。

また、売買春の話ですが、法律ですので国に預けるところにはなりますが、こういった形の人権侵害への啓発として対応できればと思います。

【寺本委員】

寺本です。相談しなかった人の割合を減らす、というところで、アンケート調査結果に、「相談するほどのことではないと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」が挙がっています。私が実際にDV支援をする中で感じるのは、この3項目以外に、DV被害を受けているという認識を持ってなかった、この状態はDVだとは思わなかったというが多い印象です。このアンケート自体が、既にDVで避難した方を対象にしており、その項目が出にくい調査だと思うので、こういうアンケートに出てこない潜在的な方々がいるということを認識していただきたい。

自分が受けているのがDVだと思わなかった、DVかなと思ったけど相談することではないかと思った、というところは、やっぱり啓発をしていくしかない。パンフレットもあるのですが、もっと自分事として考えられるような内容にした方がよいのではないかと思います。「暴力」という言葉を一般の方が聞くと、殴る、蹴るだと思ってしまう。そうじゃないとは書いてあるのですが、これだけではなかなか自分事として考えるだろうか、疑問です。チェックリストなどがあると、自分の事として意識付けになるかなと思います。

それから、「相談しても無駄だと思ったから」とか、「自分にも悪いところがあると思ったから」は、DVの加害者が被害者に対して日常的に言っている言葉そのままです。相談しても無駄だ、逃げられると思うのか、おまえに悪いところがあるから殴られている、と言われ、洗脳されてそのまま相談しなかった理由に挙げている可能性が高いと思います。こういう言葉を言われている事自体がDVなのですよ、と啓発していかないといけないと感じました。

それから、パープルライトアップの件ですが、パープルライトそのものについて、一般の方々がどれだけ知識や認識を持っているのかわからない。今、オレンジリボン、ホワイトリボン、パープルリボンといっぱいあるので、そこをきちんと認識している方がどの程度いるのかということを踏まえて、対策を講じないとなかなか難しいと思います。

若い方への取組にビラというのがかなり古典的な感じがするので、若い人に見てもらおう、入り込もうと思ったら、若い人に人気のある人に発信してもらうのが一番効果的だと思います。コロナの時代なので、直接集まるとか直接届けるということが難しいので、インターネットを通じて、若い人が関心を持つ人と絡めて発信するのが一番効果的なのではないかなと思います。現実はなかなか難しいかもしれないですが、そういう方法を考えいただければと思います。

【北仲委員】

DV対策という時に2つあると思っていて、啓発や相談窓口の周知、というのが一方にあり、もう片方に、相談した先が被害者を救えているか、機能しているかどうかという相談活動の質の話があります。宣伝をしても、ちゃんと救えていなかったら意味がないと思います。前回の計画を検討した時の委員のかなりの関心が、相談員の待遇がよくないということでした。せっかく広島市がDVセンターを率先して作ったので、本当に良いスタッフがちゃんとした待遇で働いているのかについては、一つの焦点だったかと思いますし、相談窓口がどのように機能していて、役に立っているのかという論点が一つの重要な点かと思います。

また、アンケートの取り方ですが、日本全体が、世界中で採用しているWHO型のアンケート調査を使っていないので、日本だけ海外との比較ができなくなっていて、微妙なニュアンスを取ることに失敗しているという前提があつて、リアルなDVを調査することを日本はあんまりちゃんとやってないことがあります。我々が伝えたい、本当はこんなことがDVなんだということが啓発されるのと同時に、調査でもそこが拾えて、DVだなんて思ってないとか、相談にはどこへ行ったらいいのかわからないというような状況がもっと確実に掴めたらよいのですが、日本全体の研究者もそうだし、国も前と同じ指標で取りたいので変えないという問題もあります。

啓発に関しては、他の方もおっしゃったように、もうオンラインの時代だと思います。皆さん、相談先はネットで検索して探しますが、現在の広島市の啓発冊子は内容も良いのでよく私も使わせていただいているのですが、ネットではPDFでしか出てこない。尼崎市などは、内容がそのままウェブサイトにイラスト入りでわかりやすく出ていて、よく教材などで印刷して使っています。

この前、ある被害者の方から問い合わせを受けてなるほどと思ったのですが、今、日本中の自治体が、データDVの啓発物は作っているが、一般的DV用のものはない。こういう行為はDVですよというようなチラシやパンフレットはありませんかと言われ、見てみましたが、どこの自治体もデータDVに関するものばかりで、こんなことがDVなんだと気付かせるような、一般的なDVに関する発信がもっとあって、それに加えて、若い人にも、という形で推進したらよいと思います。そういう意味で、今、ウェブでどれだけ探しやすくして読みやすくするかが重要かと思います。海外では、有名人がドラマ仕立てでユーチューブの動画配信などを行っていたりしていて、若い人、30代、40代の大人を含め、対象に合った形へ見直すべきと思います。

【木谷部会長】

ありがとうございます。

それでは、次の資料 1-2 について、事務局から御説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

資料 1-2 「現状と課題の整理（DV 防止基本計画）」について御説明いたします。

（資料 1-2 について説明）

【木谷部会長】

ありがとうございました。

それでは、資料 1-2 について、御意見や御質問等をお願いいたします。

【佐田尾委員】

先ほどコロナに関する相談が 3 件あったと御説明がありましたが、想像の範囲ですが、潜在的にはもつとあるのではないかでしょうか。このアンケートは昨年 12 月 12 日から今年の 1 月 17 日の間のものなので、追加してアンケートを行うなどして、コロナ禍でどのようなことが想定されるかなど、この計画に一つ柱を作った方がよいのではないかと思います。というのも、結局このコロナ禍は年をまたぎ、一過性のものではない可能性がある。その後遺症、悪影響は、後になって表れてくる可能性もあります。コロナとの絡みの内容がほとんどないことが若干不思議に思いました。

【木谷部会長】

大変良い御指摘をいただいたと思います。在宅勤務、生活の変化という中で、コンフリクトが起こる可能性は否定できず、本市においては幸いなことに顕在化はしていないけれども、コロナ禍における視点を盛り込んでおく必要があるのでは、という御指摘でした。

【貴田委員】

コロナとの関係で、特別定額給付金について、DV 被害者が申し出れば受け取れることができたのですが、それを知らない人も多く、問い合わせもかなりあったという新聞報道をネットか何かで見たのですが、広島市ではそういった問い合わせはどれくらいあったのでしょうか。そもそも世帯主が一括して受け取るということが問題で、国がしたことを広島市に言っても仕方がないのかもしれません、一人につき 10 万円ということであれば、個人宛てに来るべきものだと思います。例えば、選挙のお知らせを世帯主に送って個人には送られないことや、国民健康保険についても世帯での支払いになっているなど、世帯主制度そのものについても議論していただきたい。

また、児童虐待についてですが、産後うつへの対応など、母親に対するサポート制度はできているとは思うのですが、収入制限があるなどして、ぎりぎり非課税にならない人は、何千円も払ってサポートを受けるというのは非常に難しい事だと思うので、もっと低額にしたり、無償で行うということについて、ぜひ考えてもらいたいと思っています。

それから、相談件数が増えていることについて、相談員の数を増やしたということがあるのか、もしくは、増やす計画があるのでしょうか。いろいろサポートすることが増えているので、人員も確保してもらいたいし、非常勤の職員と聞いていますが、そのような不安定な待遇ではよくないのではないかと思います。

【男女共同参画課長】

特別定額給付金についてですが、申請に必要な証明書の発行が 49 件ありました。それが原因で、今年の 5 月は対前年比 1.3 倍の相談となっています。ただ、他の月については逆に減っています。相談員については、3 名の非常勤職員で相談業務に当たっておりますが、先般、相談員に実情を伺ったところ、今のところ 3 名体制で問題なく、特に困っていることはないということでした。

産後の母親へのサポートの件についての御意見については、所管課へお伝えしたいと思います。

【木谷部会長】

ありがとうございます。

それでは、資料 2 と資料 3 について、事務局から御説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

資料 2 「基本方針 4 の体系の整理」と資料 3 「基本方針 4 の指標（案）について」を御説明いたします

す。

(資料 2、資料 3 について説明)

【木谷部会長】

ありがとうございました。資料 2 について、第 3 次基本計画において、基本方針 4 という柱があり、その中に基本施策 1~4 を設けることと、これまでのような別冊ではなく、基本計画と一体化、統合していくということについて説明がありました。

それから、資料 3 の指標についてですが、成果指標として具体的な目標値を設定してそれに向かっていくものと、ゴールはないあくなき改善をしていくモニタリング指標という 2 つの指標を設定するという説明がありました。その他の事でも結構ですので、御議論いただければと思います。

【岩室委員】

一時避難について、夜中などの間に 110 番通報が入った場合など、警察としては、被害者の安全確保を一番に考え、被害者と加害者を引き離すことが第一で、そのまま一緒にいてくださいというわけにはいかないので、緊急的に夜間でも避難できる場所があればよいと思います。

それから、児童虐待、高齢者虐待対策関係機関との連携強化とあります、DV、高齢者、障害者虐待の 3 つが重なるというようなケースがあります。こういった場合は、どれが優先して対応していただけるのか、その辺りの棲み分けをお伺いしたい。

【北仲委員】

全国的に関係者が同じことを言っており、高齢者の DV の場合に、DV としてちゃんと扱われず、地域包括支援センターや高齢者施設で保護するとなった際に、居場所がわかつてしまう。DV 被害者として避難し、きちんと加害者から守るという対策になってないという話がたくさんあります。連携という際に、施設に入れるというだけの話になってしまい、DV の側面からは危険であるため、手順などを決めていくということが大事だと思います。

それから、要望なのですが、このアンケートの中にもあるように、DV で逃げた後の子どもの具合が悪くなる、精神的に苦しむという話も全国的に出ていて、自治体によっては、逃げた後の親子の回復プログラムやカウンセリング支援に取り組んでいるところもあります。日本はそこがとても薄いので、もし可能であれば、家を出た後の子どもを含めた支援策についても考えていただければと思います。

【木谷部会長】

本日は、何をもって DV と言うのかというようなところの啓発がまだ弱いということ、若い方々へのアプローチをどうやっていくか、SNS やインターネットも含めた方法論に知恵を絞る必要があるということ、コロナの観点、高齢者・障害者・児童虐待関係機関との連携についてなど、いろいろ重要な御示唆をいただいたのではないかと思います。さらなる御意見は、メールなどで事務局へお寄せいただきたいと思います。

【人権啓発部長】

昨年 12 月に、国から、多様な困難に直面する女性支援政策パッケージの報告書が出ていますが、これも、関係府庁が集まって問題を出し合っていますが、どこが対応するのかまでは示されていない状況です。我々においても、関係課で協議の上、一番関係が深い、問題が深いところが対応することにはなるのだろうと思いますが、まだまだ今からの問題だと考えます。

また、ICT やネットを使った情報の発信というのは非常に有効なものだと考えていますが、人員体制の問題もありますので、その辺りも考えながら対応していきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大については、実際に家庭にいる時間が長くなったという点と、子どもが学校に行かない時間、誰が面倒を見るのかというところで、男女のジェンダーに起因するような問題が顕在化してきたという点もありますので、こういった観点でどうまとめられるのかということについて、また御相談しながら検討させていただきたいと思います。

【木谷部会長】

ありがとうございます。

基本的な大枠は皆様から御賛同いただけたと思いますが、細かいところの御指摘や御意見を反映し、さらにブラッシュアップしていくこととしたいたいと思います。

本日の部会はこれで終了とします。